

PREEvisionホスティングサービスに関する利用規約

1. 前文

PREEvision ホスティングサービスに関する利用規約（以下「本規約」という。）は、ベクター・ジャパン株式会社（以下「ベクター」という。）が提供する PREEvision ホスティングサービス（以下「ホスティングサービス」という。）の顧客による利用を規律するものである。

2. 定義

- 2.1. 「CP Environment」又は「Collaboration Platform Environment」とは、ホスティングサービスの一部として提供される、顧客向けに設定された PREEvisionサーバーコンポーネントをいう。本番環境段階及びテスト段階など、使用目的に応じて、顧客向けに複数のCP Environmentが存在する場合がある。
- 2.2. 「第三者」とは、顧客又はベクター以外のものをいう。
- 2.3. 「エンドユーザー」とは、ホスティングサービスにアクセスする顧客又は Collaboration Partnerに属する自然人をいう。
- 2.4. 「ホスティングサービス」とは、PREEvisionクライアントを用いて又はオプションのサーバーAPIを介して顧客がCollaboration Platform Environmentにリモートアクセスし使用できるようにするための申入れに従い、ベクターが提供する全てのサービスをいう。
- 2.5. 「Collaboration Partner」とは、顧客自身の目的使用のために、顧客との契約の下、顧客と協業し、顧客をサポートし、顧客に代わり、又は顧客の管理下でホスティングサービスを使用する企業をいう。
- 2.6. 「顧客データ」とは、ホスティングサービスを使用する顧客により、又は顧客に代わって PREEvision Collaboration Platformに送信され、そこに保存される全てのデータをいう。これには、顧客により又は顧客に代わって入力されたデータ、及び上記データに基づいてPREEvisionによって計算されたデータも含まれる。明確に言うと、顧客データには、ベクターの知的財産の一部となるデータは含まれない。

- 2.7.** 「ライセンス契約」とは、(i) ベクターの見積書を受諾して作成された顧客の注文書と当該見積書、(ii) 顧客の注文書を受諾して作成されたベクターの注文確認書と顧客の当該注文書、又は、(iii) 本規約を参照して作成された顧客とベクターの間のその他の契約をいう。
- 2.8.** 「欠陥」とは、合意した仕様からの逸脱、又は特定の仕様が合意されていない限りにおいて製品説明若しくは製品に関係するユーザー向けマニュアルからの逸脱をいう。
- 2.9.** 「競合企業」とは、(i) 購入者の視点から見て、ベクターが提供する製品及びサービス（特に品質、価格、用途の点において）を置き換えることができる製品及びサービスを提供する企業、又は (ii) 具体的な証拠に基づき、近い将来においてベクターが提供する製品及びサービスを置き換えることができる製品及びサービスを提供するのに適している企業をいう。
- 2.10.** 「個人情報」とは、顧客により又は顧客の要請を受けて提供された、自然人を特定した又は特定可能な個人的又は身体的な情報をいう。
- 2.11.** 「PREEvision」とは、モデルベース電気/電子開発のためのベクターのソフトウェア製品をいう。
- 2.12.** 「PREEvision APIサーバー」とは、REST APIインターフェイスを介してPREEvisionデータにアクセス可能とするPREEvision Collaboration Platformのオプションのコンポーネントをいう。
- 2.13.** 「PREEvisionクライアント」とは、PREEvisionのリッチクライアントコンポーネントをいう。
- 2.14.** 「PREEvisionライセンス」とは、PREEvisionクライアント又はPREEvision APIサーバーコンポーネントを使用する権限をいう。PREEvisionライセンスは、ホスティングサービス又はその他のPREEvision Collaboration Platformサーバーにアクセスするためにベクターによって設定される必要がある。ベクターは要請に応じて、適切なPREEvisionライセンスの委細を提供することができる。
- 2.15.** 「サーバー」とは、ファイル又は共有周辺機器へのアクセスを許可することにより顧客にサービスを提供するコンピュータをいう。
- 2.16.** 「委託先」とは、ホスティングサービスを提供し及び／又は管理するために、ベクタ

ー又はその委託先により委託を受けた企業をいう。

- 2.17.** 「メンテナンス中断」とは、製品及び／又はホスティングサービスが利用できない計画的な期間、又は緊急の場合における計画外の期間をいう。

詳細な定義は、リンク先で掲示する [PREEvision Hosting Service Definition](#)（以下「Service Definition」という。）を参照。

3. サービスの定義

- 3.1.** ベクターが提供するホスティングサービスの対象は、PREEvisionの使用に必要なデータセンターサービスのベクター又は委託先による提供をいう。顧客は、提供されたCP Environment上のPREEvisionクライアントを操作し、データを蓄積し、処理することができる。
- 3.2.** ホスティングサービスの範囲内でベクターにより提供されるサービスの詳細は、[Service Definition](#) 及びベクターの見積書に記載される。

4. ホスティングサービスの範囲

- 4.1.** ベクターは、ライセンス契約期間中、エンドユーザーがPREEvision クライアントを介してCP Environmentにリモートアクセスし、ホスティングサービスの一部として顧客データを転送及び保存できるように、ホスティングサービスを顧客に提供するものとする。
- 4.2.** ベクター又は委託先は、メンテナンスのダウンタイムの間、CP Environmentの最新版をインストールし、セキュリティ及びシステムの保全のためのメンテナンスを実施し、CP Environment及び／又はホスティングサービスの運用を維持するためにその他の措置を講じることができる。
- 4.3.** ベクターは、委託先をして、ホスティングサービスの提供及び／又は維持をする権利を有する。
- 4.4.** ベクターは、技術的、法的又は経済的理由によりホスティングサービスを変更する権利を有する。顧客が合理的な通知を持って知らされた重要な変更に興議を述べない場合、変更されたサービスはライセンス契約の内容となる。

5. 使用権利

- 5.1.** ベクターは、顧客に対して、限定された期間において、インターネットを介した顧客の社内使用目的のために合意された範囲内で、非独占、非譲渡かつライセンス不可の、PREEvisionを使用する権利を許諾する。ライセンスの範囲は、[Service Definition](#) 及び顧客と合意した使用方法によって決せられる。
- 5.2.** ベクターがライセンス契約期間中にソフトウェアの最新版を提供した場合、ソフトウェアの使用権は第5.1項の定めに従うものとする。
- 5.3.** 顧客は、上記で明示的に許諾された権利以外のいかなる権利も有しないものとする。特に、顧客は、ベクターの同意がない限り、ソフトウェアを修正することはできないものとする。
- 5.4.** 顧客は、PREEvision及びPREEvisionホスティングサービスをリバースエンジニアリングすることはできないものとする。なお、法律により付与された権利に影響を及ぼすものではない。
- 5.5.** ベクターは、PREEvision及びPREEvisionホスティングサービスにおける知的財産権、すべての工業所有権及びその他の財産権を有する。第三者又は顧客のソフトウェアとの統合は、ベクターの同意がない限り認められないものとする。顧客は、CP Environmentへのアクセスが不正使用から保護されていることを保証する。
- 5.6.** PREEvisionには、特別なライセンス条件の対象となる [Service Definition](#) に記載されているオープンソースソフトウェアや第三者のソフトウェアが含まれる場合がある。当該ライセンス条件に規定される範囲において、当該ライセンス条件は、ライセンス契約に加えて適用され、矛盾がある場合には、ライセンス契約に優先するものとする。その場合、ベクターは、適用されるライセンス条件で要請される範囲において、第三者のソフトウェア及び適用される第三者の契約条件を参照し、顧客に対して、契約上のサービスと合わせて第三者の契約条件を入手可能にするものとする。

6. 顧客の責任及び義務

- 6.1.** 顧客は、PREEvisionホスティング（関連文書を含む）及びその将来のバージョンは著作権により保護され、ベクターの営業秘密及び企業秘密を構成し、一般に頒布又は公開されるものではないことを確認する。

- 6.2.** 顧客は、顧客データの内容に対して責任を負うものとする。顧客は、第三者の権利を侵害し、適用される法律に違反するコンテンツを、ホスティングサービスを介して送信又は保存してはならないものとする。
- 6.3.** 顧客は、第三者が裁判所又は政府機関（民事、行政、調査、または控訴手続を含む）に提起した正式な訴訟において、ベクターに対する確定判決で主張されたすべての請求、損害賠償請求、及び費用請求について、それが顧客の故意又は過失による本規約の第 5.5項および第 5.6 項または第 15 条違反に基づく限りにおいて、ベクターを補償するものとする。なおベクターは、顧客が上記条項に違反していることを発見した場合、顧客に当該違反を通知し、当該違反が是正されるまでの間ホスティングサービスを直ちに停止することができる。
- 6.4.** 顧客は、エンドユーザー及びCollaboration Partnerの作為及び不作為について、顧客の作為及び不作為として責任を負うものとする。
- 6.5.** 顧客は、PREEvisionクライアントのホスティングサービスへのインターネット接続に責任を負うものとする。
- 6.6.** 顧客は、自ら又はエンドユーザーがホスティングサービスを使用している間、最先端のセキュリティ標準を維持する義務を負うものとする。特に顧客はホスティングサービスへの不正アクセスを防ぐ義務を負うものとする。
- 6.7.** 顧客は、ベクターに対して、提供されるホスティングサービスのセキュリティに影響が生じる可能性のある顧客自らの組織内の全てのセキュリティインシデントを直ちに通知する義務を負うものとする。
- 6.8.** ホスティングサービスにアクセスできるエンドユーザーの管理は、顧客によってのみ実行されるものとする。ただし、ベクターは、エンドユーザーのホスティングサービスの使用がライセンス契約に違反することを発見した場合、顧客に対して通知し、違反が是正されるまでの間エンドユーザーのアクセスを速やかに拒絶することができる。
- 6.9.** 顧客は、以下の各号に定めるとおり確約する。
- (i) エンドユーザーが個別のアクセス資格を使用してログインすること
 - (ii) エンドユーザーが個別のアクセス資格を秘密に扱い、第三者がアクセスできないようにすること

(iii) エンドユーザーは、第三者がパスワードを知っている可能性があると思われる場合に、直ちにパスワードを変更すること

6.10. PREEvisionクライアントをエンドユーザーのPCにインストールし、PREEvisionクライアントを運用するのは顧客の責任による。ベクターは、顧客からの要請に応じて、料金を顧客が支払うことを条件として、PREEvisionクライアントのインストールをサポートし、簡単な説明指示を提供する。

6.11. 顧客は、通常の業務の過程で実行可能な範囲で、ホスティングサービスに欠陥がないか速やかに検査し、CP Environmentを使用する前に、その導入条件下でCP Environmentの機能をテストするものとする。ベクターは、顧客からの要請に応じて、料金を顧客が支払うことを条件として、当該プロセスにおいて顧客にサポートを提供する。

6.12. ホスティングサービスの利用には有効なPREEvisionライセンスを要する。保守契約が有効であるか、サブスクリプションライセンスが使用されている限り、顧客は既存のPREEvisionライセンスを使用してCP Environmentにアクセスし、使用することができる。

6.13. 顧客は、ベクターに対して、3名の担当者（以下「緊急連絡先」という。）のメールアドレスと電話番号を提供し、変更があった場合はベクターに対して通知するものとする。これらの連絡先は、緊急メンテナンスの際に通知を受け取るために使用され、別途合意がない限り、ベクターとのホスティングサービスに関する技術的な変更を調整する権限が付与される。

6.14. ベクターとの連絡のために、顧客は以下に定めるとおりベクターサポートに対して連絡を行うものとする。

6.14.1. 顧客が、ベクターサポートとしてベクターとの連絡を希望する場合、[Service Definition](#) の 2.1.3（ベクターサポートの連絡先）は以下のとおり変更する。

電話番号：03-4586-1815

E-mail：support@jp.vector.com

インターネット：<https://portal.vector.com/ja/> (Vector Customer Portal)

ベクターサポートの日本における営業時間は、月曜日から金曜日（日本の祝

日および Vector の休業日を除く）、午前 10:00 から午後 5:30（JST）とする。

6.14.2. 顧客が、ベクターサポートとして Vector Informatik GmbH（以下「VI」という。）との連絡を希望する場合、顧客は、[Service Definition](#) の 2.1.3（ベクターサポートの連絡先）で特定された VI のメールアドレスに対してメールをすることによってのみ連絡することができる。VI に対する連絡では、顧客は英語でメールを記載しなければならず、上記第 6.14.1 項に記載のメールアドレスを CC に含めるものとする。

6.14.3. 第 6.14 項は、[Service Definition](#) の 2.1.3（ベクターサポートの連絡先）に優先する。

7. 顧客と第三者の協業

PREEvision は、CP Environment において複数のユーザーや企業の協業をサポートする。顧客は以下に定める条件に従い、ベクターのホスティングサービスの作業に **Collaboration Partner** を関与させる権利を有する。

7.1. Collaboration Partnerがベクターのホスティングサービスの作業に関与することは、ベクターに対して通知されるものとする。この情報には、少なくともCollaboration Partnerの会社名、担当者の連絡先、エンドユーザーの数が含まれている必要がある。

7.2. ベクターの競合企業は当該協業から除外されるものとする。

7.3. ベクターの義務は顧客に対してのみ適用される。顧客はベクターの唯一の連絡先であり、ライセンス契約の変更の申請及びリクエストを提出する権利は顧客に対してのみ付与される。Collaboration Partnerからのリクエストは受け付けられない。

7.4. 顧客は、有償、無償を問わず、Collaboration Partner以外の第三者にホスティングサービスへのアクセスを提供することはできない。Collaboration Partnerはホスティングサービスに係る利用料を支払うとしても第三者に対してホスティングサービスへのアクセスを許諾することは許されない。また顧客は、Collaboration Partnerに対し、ホスティングサービスへのアクセスにかかる利用料を請求することは出来ない。

7.5. 顧客は、Collaboration Partnerがライセンス契約及び本規約に基づいて顧客に認められた範囲内でのみホスティングサービスにアクセスすることを、保証するものとする。

- 7.6.** 顧客は、Collaboration Partnerがライセンス契約の契約条件および本規約に基づき合意された義務を遵守することについて責任を負うものとし、Collaboration Partnerの行為または不作為について、顧客自らの責任として、ベクターに対して責任を負うものとする。これは特に、本規約の規定を遵守するというCollaboration Partnerの契約上の義務に適用され、顧客はこれに従う義務があり、求めに応じてその証明を行う義務を負う。
- 7.7.** 顧客は、ベクターとのライセンス契約に従って秘密を保持することをCollaboration Partnerに書面で義務付け、ベクターの求めに応じて誓約書をベクターに提出するものとする。
- 7.8.** Collaboration Partnerのアクセス権限は、ライセンス契約の期間に限られるものとする。

8. 使用期間及び支払条件

- 8.1.** ホスティングサービスの提供期間はベクターの見積書により決せられ、CP Environmentへのアクセスの提供に始まり、必要に応じて延長される。
- 8.2.** ベクターのサービスの利用料は、固定料金となる。解除された場合、固定料金は返金されないものとする。
- 8.3.** 支払条件は、ホスティングサービスの見積書に定めるとおりとする。
- 8.4.** ホスティングサービスに関し発行された請求書につきその全部または重大な一部が未払いの場合、ベクターは、相当の期間を定めてその履行の催告を出した後に、以下のいずれか又はすべてを行う権利を有する。
- 8.4.1.** すでに支払われたサービス又はまだ提供されていないホスティングサービスに係る期間の利用料を返金することなく、ライセンス契約を終了すること
- 8.4.2.** すでに支払われたサービス又はまだ提供されていないホスティングサービスに係る期間の利用料を返金することなく、無期限に履行を停止すること
- 8.4.3.** 顧客データへの顧客のアクセスを拒絶すること

9. ホスティングサービスの可用性

- 9.1.** インターネット経由でのホスティングサービスのアクセシビリティは、可用性の保証の対象となる（[Service Definition](#) 参照）。ホスティングサービスは、ベクターが提供するCP Environmentと最寄りのインターネットノード間のデータ交換が動作しており、ユーザーのログインが可能な場合に利用可能とみなされる。可用性の保証には、[Service Definition](#) に規定されている不可抗力またはメンテナンスおよびアップデートによるホスティングサービスのダウンタイムは含まれない。
- 9.2.** 顧客は、ベクターに対して、ベクターが契約上の義務を履行するために必要な範囲で（例えば、データのバックアップ目的）、PREEvisionの使用中に顧客が生成したデータを保存及び複製する権利を許諾する。ベクターは、緊急時に顧客データをリカバリーデータセンターに保存する権利を有する。
- 9.3.** [Service Definition](#) の3.2.1は、以下のとおり変更する。
- 「リカバリータイム」とは、VI のベクターサポート がホスティングサービスに問題があることを確認した時点から、VI のベクターサポート又はベクターが顧客に対して当該問題が解決したことを通知した時点までの時間をいう。

10. 欠陥の通知

- 10.1.** 顧客は、ホスティングサービスに欠陥があった場合、それぞれの欠陥の影響を明記して、遅滞なくベクターに対して通知するものとする。
- 10.2.** 契約の履行としての契約上の使用に必要な権利が顧客に有効に付与されなかった場合、権利上の欠陥が存在するものとする。
- 10.3.** 欠陥の通知に根拠がある場合、ベクターは通知を受領後合理的な期間内に欠陥を是正するものとする。欠陥がホスティングサービスの使用にわずかな影響しか与えない場合、ベクターは回避策を提供し、メンテナンス期間中におけるバージョンのロールアウト中に欠陥を修正することができるものとする。
- 10.4.** ベクターがさらに合理的な期間を経過した後の 2 回目の試みでも欠陥を修復できない場合、顧客は、合意されたホスティングサービスが利用できなかった時間に応じて、合意された使用料を減額することができる。減額は、サービスの欠陥部分に起因する報酬に限定されるものとする。重大な欠陥が発生した場合、顧客は、第 10.1 項および

第 10.4 項第 1 文に記載されている条件が満たされた場合にのみ、サービスの欠陥のあるコンポーネントを緊急に終了する権利を有する。

10.5. 顧客は、ホスティングサービスが本規約及び [Service Definition](#) に従って使用され、ベクターによって承認された変更のみが行われる場合にのみ、欠陥に対する請求を主張することができる。

10.6. 権利上の欠陥に対し、ベクターは、顧客に対してホスティングサービスの契約の履行について法的に制限なく使用することを認めることにより、補完的な履行を提供する。ベクターは、顧客にとって不合理でない限り、契約の規定に従って、影響を受けた契約サービスを品質の高い契約サービスに代替することができる。ホスティングサービスに関連して第三者が顧客に対して知的財産権を主張する場合、顧客はベクターに対して、直ちに書面で通知する。ベクターは、独自の選択により、顧客と協議の上、請求から防御するか又は請求に応じるものとする。顧客は、第三者からの請求を自らの判断で承認しないものとする。ベクターは、顧客に対する正当な請求を自らの費用で防御し、当該請求が顧客側の義務違反に基づくものでない限り、請求の防御に関連するすべての合理的な費用および損害について顧客を補償するものとする。

10.7. 顧客が欠陥を立証できないまま欠陥について苦情を申し立てた場合、ベクターは費用の償還を受ける権利を有する。

11. 責任

11.1. ベクターの損害賠償及び費用償還に関する責任は、法的根拠を問わず、以下のとおり制限されるものとする。

11.1.1. ベクターは、故意又は重過失による損害について責任を負うものとする。これは、欠陥を不正に隠蔽した場合にも適用される。

11.1.2. 軽微な過失の場合、ベクターは重大な契約上の義務違反が生じた場合に限り責任を負うものとする。重大な契約上の義務とは、契約の適切な履行のためにその履行が不可欠であり、契約当事者がその履行を当然に信頼している、または合理的に信頼できる義務をいう。軽微な過失により重大な契約義務に違反した場合、責任は契約締結時に通常予見可能な損害額に限定されるものとする。ただし、この責任は、100,000 ユーロまたは正味の注文額いずれか

低い方の金額に制限される。その他の契約上の義務に対する軽微な過失による違反、利益の損失、契約相手が負担した追加の人件費、使用不能及び／又は収益の損失に対する責任は除外されるものとする。

11.1.3. 上記制限は、強行法規の規定に影響を与えないものとする。

11.1.4. 契約締結時点で存在する欠陥に関してベクターは損害賠償責任を負わないものとするが、第 11.1.1 項及び第 11.1.3 項は影響を受けないものとする。

11.1.5. 記録されたデータの損失に対する責任は、相手方が最新の技術に従ってデータを適切にバックアップしていた場合に発生したであろう損害を超える範囲で免責されるものとする。この免責は、ベクター及び顧客間において別途締結した契約により、異なるデータのバックアップに関する責任を負う旨の合意した場合に限り適用されない。

11.1.6. 上記に従いベクターの責任が免責される限り、これは、ベクターの法定代理人及び代理人（特に従業員）のためにも適用されるものとする。

11.2. 第11.1項は、顧客の立証責任を変更するものではない。

12. 不可抗力

12.1. ベクターは、天災、戦争、ストライキ、労働争議、禁輸、政府命令、その他の不可抗力事象を含むがこれらに限定されない、ベクターの合理的な制御を超えた予見不可能な事象又は状況によりホスティングサービスの提供に障害又は遅延が生じた場合、その期間中の当該障害又は遅延について責任を負わないものとする。

12.2. ベクターは、顧客に対して、合理的期間内に、不可抗力事象の発生を通知するものとする。

13. 安全上の注意

13.1. ベクターは、ホスティングサービスの提供において、経済的に合理的なセキュリティ技術を使用するものとする。

13.2. ベクターは、顧客データを偶発的または違法な破壊、偶発的な紛失、変更、不正な開示又はアクセスから保護するために適切な技術的及び組織的措置を講じており、今後これを維持するものとする。ベクターは、ベクターの制御を超えたウイルス、不正

アクセス、サーバー又はインフラストラクチャの改ざんによって生じた損害については責任を負わないものとする。

13.3. ホスティングサービスへの攻撃が発生した場合、ベクターは直ちに調査を行い、修復するための措置を講じ、可能な限り早く顧客に対して当該攻撃について通知するものとする。顧客はベクターの調査に協力し、最終的な解明まで第三者に対して当該攻撃に関する機密を保持するものとする。

13.4. 顧客は、オプションのPREEvision API サーバーコンポーネントを介してCP Environmentにアクセスするソフトウェアのセキュリティについて全責任を負うものとする。この責任には、すべてのデータの保護義務が含まれる。

13.5. オプションのPREEvision API サーバーコンポーネント等を介してホスティングサービスに接続しているソフトウェアへの攻撃が発生した場合、顧客は、第6.14項で指定されたベクターサポートの連絡先に連絡して、当該攻撃についてベクターに速やかに通知し、当該攻撃を速やかに調査して、可能な限り速やかに修復するための措置を講じること同意するものとする。ベクターは、必要な範囲で顧客の調査を支援し、状況が最終的に明らかになるまで第三者に対する攻撃に関する機密を保持するものとする。

13.6. 顧客がオプションのPREEvision API サーバーコンポーネントを介してホスティングサービスに接続するソフトウェアへの攻撃を報告した場合、ベクターは、ホスティングサービスへのアクセスを直ちにブロックするなど、ホスティングサービスを保護するために必要なすべての措置を講じる権利を留保する。

14. 機密保持

14.1. 機密としての性質を有する情報及びホスティングサービスを通じて一方の当事者（以下「開示当事者」という。）から他方の当事者（以下「受領当事者」という。）に提供される情報は、受領当事者によって機密情報として取り扱われ、第三者に開示されず、受領当事者が自身の機密情報に適用するのと同程度の注意（合理的な注意を下回るものではない）を払って保護されるものとする。受領当事者は、従業員、グループ会社（受領当事者が支配し、支配され、又は共通の支配下にある法人をいう。また、「支配」とは、直接又は間接に総議決権の 50%以上の議決権を保有すること並びに事業の経営又はその方針に影響を与える契約等が存在することをいう） Collaboration

Partner及び本規約及び／又はライセンス契約を履行する目的で当該機密情報を知る必要があり、本規約に定める機密保持義務と実質的に同等の機密保持義務を負う受託者に対して、機密情報を開示することができる。

- 14.2.** 機密保持義務は、(i) 受領当事者が他の理由で機密保持義務を負わないで、受領時に受領当事者が既に知っていたことを記録によって証明することができる情報、(ii) 受領当事者の過失によらずに公知であるか、公知となった情報、(iii) 受領当事者が機密保持義務に違反することなく第三者から合法的に取得した情報、(iv) 受領当事者が機密保持義務に違反することなく独自に開発した情報、(v) 強行法規または裁判所もしくは政府当局の拘束力のある命令により開示が要求されている情報（ただし、受領当事者が法律で認められる範囲で遅滞なく開示当事者に通知することを条件とする）には適用されないものとする。受領当事者は、開示が要求される情報の必要な部分のみを開示し、開示を制限し、情報の機密性を維持するために合理的な措置を講じるものとする。受領当事者は、機密保持義務を負わない情報であるとして上記 (i) から (iv) までの規定する例外の要件を主張する場合、当該例外の要件が満たされていることを、個別の事案毎に、立証するものとする。なお (iii) において、受領側の証拠提出義務は、どの第三者から情報を受け取ったかにまで及ぶ。

15. データ保護／データのバックアップ

- 15.1.** ホスティングサービスを使用する間、管理上の理由と必要な機能を実行するために、エンドユーザーのメールアドレス、氏名、ユーザー名などの個人データを保存する必要がある。その他の個人データは処理されないものとする。
- 15.2.** 顧客は、ホスティングサービスに関連して収集、処理、及び／又は使用される個人データに関してデータ管理者として機能する。必要な場合、顧客はベクターと追加の契約条項に同意するものとする。
- 15.3.** ベクターは、監査およびセキュリティの目的で、ホスティングサービスへのアクセス中に関連データを収集する権利を有する。収集され保存されるデータの詳細は、[Service Definition](#) に定めるとおりとする。
- 15.4.** ベクターは、顧客によるホスティングサービスの利用のためのCP Environmentと、本規約の第4条および [Service Definition](#) に規定される範囲でデータの保存に必要なスト

レージスペースを提供することを誓約する。

15.5. 顧客は、ベクターに対して、ベクターの契約上の義務の履行に必要な範囲で、ライセンス契約を履行する目的で（データのバックアップ目的など）、ホスティングサービスの使用中に顧客が生成したデータを保存および複製する権利を許諾する。ベクターは、緊急時に顧客データをリカバリーデータセンターに保存する権利を有する。

15.6. ベクターは、[Service Definition](#)に定めるとおり、保存されている顧客データを定期的にバックアップするものとする。ベクターは、データが権限のない第三者によるアクセスから保護されることも保証する。お客様は、[Service Definition](#) の1.6 に記載されている「every night」が CET/CEST のタイムゾーンの毎晩を意味することを理解し、承認する。

16. 契約期間及び終了

16.1. ライセンス契約は、ベクターの見積書（2.7 (i) ）又はベクターの注文確認書（2.7 (ii) ）に記載されているライセンス契約に示された日付から発効するものとする。

16.2. ライセンス契約は、ホスティングサービスに関して合意された期間の終期に自動的に終了する。ライセンス契約の延長には、別途書面による契約、又はベクターによるホスティングサービスのさらなる提供に関するベクターからの追加の申込みに対する顧客の承諾のいずれかを必要とする。

16.3. ホスティングサービスがライセンス契約の期間を超えて使用される場合、ベクターは合理的な条件で当該使用に対して料金を請求する権利を有する。

16.4. ライセンス契約の期間中、ベクターまたは顧客は、相手方当事者による本規約又はライセンス契約のいずれかの条項に違反がある場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に相手方による履行がないときは、ライセンス契約を解除することができる。なおベクターは、顧客が第 6.4 項の規定及び協力義務、特に第 6.2 項から第 6.8 項に基づく義務に違反した場合には催告なくライセンス契約を解除することができる。

16.5. 解除の通知は書面で行われ、本規約の第18条第3文が適用される。

16.6. ライセンス契約の終了時、又はライセンス契約に基づくライセンスが存在しない場合、顧客はホスティングサービスの使用を中止し、ライセンス契約に基づいて顧客に付与

されたすべての権利は終了し、ベクターは顧客のアカウント及びホスティングサービスへのアクセスを無効にする権利を有する。

- 16.7.** ライセンス契約の終了後30日に経過により、ベクターは、ベクター及び委託先のサーバーから顧客のアカウント及び保存された顧客データを削除する権利を有する。顧客の要請に応じて、ベクターは適切な料金の支払いを条件として、上記期間内に、終了時における顧客データのコピーを提供することができる。

17. 権利義務の譲渡、相殺及び留置権

- 17.1.** 権利義務の譲渡は、支払いに係る義務を除き、ベクターの事前の書面による同意を得なければならない。
- 17.2.** 顧客は、その請求が法的に確立されているか、又は議論の余地がない場合に限り、相殺権又は留置権を有するものとする。サービスに欠陥が生じた場合、当該欠陥に関する顧客の反対請求は、影響を受けないものとする。

18. 書面要件

本規約またはその添付書類に対する修正および追加は書面で行わなければならない。これは、本条項の変更および追加にも適用される。書面は、発行者を明確に識別する電子署名によってもすることができる。

19. 準拠法及び管轄

ライセンス契約、本規約及びそれらの解釈については、日本法に準拠する（なお、国際物品売買契約に関する国際連合条約は、適用されないものとする。）。法律により許される範囲において、ライセンス契約または本規約から直接的または間接的に生じるすべての紛争の専属管轄地は、ベクターの本社の所在地とする。

20. 利用規約の適用

顧客の申込みは、申込時点において有効な本規約（[Service Definition](#) を含む）に従うものとする。顧客が本規約にアクセスすることができない例外的な場合には、顧客はいつでもベクターに連絡をし、本規約の提供を求めることができる。

21. 利用規約の変更

本規約第 18 条にかかわらず、ベクターは、以下の各号に定める場合、顧客と個別の合意を締結することなく本規約を変更することができる。

- (i) 本規約の変更が相手方当事者の一般的な利益に適合する場合
- (ii) 本規約の変更がライセンス契約の目的に反さず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性に照らして合理的である場合

ベクターが上記に従い本規約を変更する場合、ベクターは顧客に対して、適切な方法により本規約の変更の内容、効力発生時期を周知するものとする。